

# 各種計画（案）等に関する意見募集

町では、まちづくり基本条例の理念に沿って、より町民の皆さんが意見を提出しやすい参画形態となるよう、工夫をしながら町民参画に取り組むことに努めています。次の通り各種計画（案）等について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 意見募集の対象

### ①安平町過疎地域持続的発展市町村計画（素案）について

本計画は、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年4月1日施行）に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するものです。

本計画では、令和3～7年度までの5年間を計画期間として、財政上の優遇措置を活用するため、各種事業や取り組みを掲げています。

### ②千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の変更（案）について

本計画は、地域社会の中心となる地方都市（苫小牧市、千歳市）と周辺の市町村（安平町ほか3市町）からなる地方拠点都市地域の都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、地方の自立的な成長を促すことを目的とした計画です。この度の変更は、安平町早来北進地区（ときわ公園周辺）における遊休施設等の民間活用を見据えた区域の拡張を行うものです。

## 公開する資料と閲覧方法等

### ①公開する資料

各種計画（案）および概要資料等

### ②資料の閲覧方法

- ・政策推進課政策推進グループおよび住民サービス課（総合支所）で閲覧できます。
- ・町ホームページに掲載しています。ご覧になれない方は、政策推進課政策推進グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

## 意見の提出方法および場所

備え付けの提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している場合は、任意による書面で構いません。提出方法は、「持参」「郵送」「ファクシミリ」「電子メール」のいずれかで提出をお願いします。持参の場合は、総合庁舎（政策推進課）・総合支所（住民サービス課）へ提出してください。

①持参の場合 政策推進課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）へ提出してください。

②郵送の場合 〒059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場 政策推進課政策推進グループ

③ファクシミリの場合 提案書を政策推進課（FAX ②2026）まで送信してください。

④電子メールの場合 提案書を添付またはメール本文等に入力し送信してください。

kikaku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けておりません。

## 募集期間

7月16日(金)～8月5日(木)17時15分まで

## 対象者

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体